

【主な改正点】

1 訪問型サービス

(1) 訪問型サービス費

現 行			改正後
訪問型サービス費 (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,172 単位/月	1,176 単位/月
訪問型サービス費 (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)	2,342 単位/月	2,349 単位/月
訪問型サービス費 (Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)	3,715 単位/月	3,727 単位/月

※ただし、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、訪問型サービス費の所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)について

一年間の経過措置期間を設定し廃止される。令和4年3月31日まで算定可能。

2 通所型サービス

(1) 通所型サービス費

現 行			改正後
通所型サービス費	事業対象者・要支援1	1,655 単位/月	1,672 単位/月
	事業対象者・要支援2	3,393 単位/月	3,428 単位/月

※ただし、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間、通所型サービス費の所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

(2) 栄養改善加算

現 行		改正後
栄養改善加算	150 単位/月	200 単位/月

(3) 口腔機能向上加算

現 行		改正後	
口腔機能向上加算	150 単位/月	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位/月
		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位/月

(4) サービス提供体制強化加算

現 行	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	
事業対象者・要支援 1	72 単位/月
事業対象者・要支援 2	144 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	
事業対象者・要支援 1	48 単位/月
事業対象者・要支援 2	96 単位/月



改正後	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	
事業対象者・要支援 1	72 単位/月
事業対象者・要支援 2	144 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	
事業対象者・要支援 1	24 単位/月
事業対象者・要支援 2	48 単位/月

(6) 生活機能向上連携加算

現 行	
生活機能向上連携加算	200 単位/月
* 運動器機能向上加算を算定している場合は、100 単位/月	



改正後	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 単位/月
* 3 月に 1 回限度	
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月
* 運動器機能向上加算を算定している場合は、100 単位/月	

(7) 口腔・栄養スクリーニング加算

現 行	
栄養スクリーニング加算	5 単位/回
* 6 月に 1 回限度	



改正後	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20 単位/回
* 6 月に 1 回限度	
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5 単位/回
* 6 月に 1 回限度	

(8) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅴ）について

一年間の経過措置期間を設定し廃止される。令和 4 年 3 月 31 日まで算定可能。

【新設項目】

(1) 通所型サービス費

算定項目		単位数
栄養アセスメント加算		50 単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88 単位/月
	事業対象者・要支援 2	176 単位/月
科学的介護推進体制加算		40 単位/月

【削除項目】

算定項目		単位数
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援1	24 単位/月
	事業対象者・要支援2	48 単位/月